

令和2年度 第1回 直江津区地域協議会

次 第

日時：令和2年5月20日（水） 18:30~20:15

会場：レインボーセンター 多目的ホール

1 開 会

2 任命書の交付 18:30~18:32

3 委員自己紹介 18:32~18:50

4 地域協議会について説明 … 紙ファイル資料 18:50~19:05

5 協 議

(1) 会長・副会長の選任について … 資料 No. 1 19:05~20:00

(2) 地域協議会の運営等について

- ・会議の座席順について
- ・会議の招集請求に必要な委員の数について
- ・会議録の確認者について
- ・会議の開催日時について
- ・会議の会場について
- ・地域協議会だよりの編集方法等について
- ・書面による審議について

(3) 令和2年度地域活動支援事業について …資料 No. 2、資料 No. 3、資料 No. 4

- ・採択方針や審査スケジュール等について
- ・令和2年度地域活動支援事業提案事業について

6 その他 20:00~20:15

- ・委員証・名刺の作成、たよりの原稿依頼
- ・次回地域協議会

5月26日（火）午後6時30分～ レインボーセンター 多目的ホール

7 閉 会

第1回地域協議会の審議事項(直江津区)

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
会長・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会長1名、副会長2名	
会議の座席順	名簿順(正副会長の席は詰める)	
会議の招集請求に必要な委員の数 ※設置条例第8条第1項第2号	5名以上(1/4以上)	
会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	会長を除く出席者2名(名簿順)が確認	
会議の開催日時	○開催日 第3火曜日を定例とする	
	○開催時刻 午後6時からの開催を基本とする	
会議の会場	レインボーセンター	

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
地域協議会だよりの 編集方法	協議会での審議結果等について事務局が編集、原稿を作成する。 (参考：発行回数) 平成 28 年度…7 回 平成 29 年度…3 回 平成 30 年度…4 回 令和元年度…4 回	
書面による審議 【新規】	<p>○実施の条件【案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合 ・前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合 ・その他、前 2 項に類するとして会長が認める場合 <p>○実施の判断【案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の協議により、会長が決定 <p>○表決【案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見集約の結果及び答申案をもとに、正副会長の協議により会長が決定する 	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第 6 条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。
（会議）

第 8 条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第 5 条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

まずはお気軽にご相談ください!

- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



■募集期間

令和2年4月1日(水)から4月28日(火)まで

※業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業
- ・提案団体の会員に補助事業の成果が限られる事業
- ・地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業

■支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント!》

- ・事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和2年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、北部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

■補助金額

《直江津区の予算（配分額）970万円》

補助率 10/10（100%以内）、上限は、直江津区の予算の範囲内です。

《ポイント!》

- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、北部まちづくりセンターに持参してください。（郵送不可）

《ポイント!》

- ・応募する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、北部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・応募に必要な様式及びQ&Aは、北部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページ（<http://www.city.joetsu.niigata.jp> 「地域活動支援事業」で検索）から様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・直江津区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・審査では、提案書についての書類審査のほか、書面での質疑応答、委員による個別採点（配点：公益性3倍、必要性・実現性・参加性それぞれ2倍、発展性1倍）を実施した上で、委員協議により総合的に判断します。
- ・審査は、次の視点に基づいて行いますので、これらを考慮の上、提案してください。
 - (1) **基本審査** … 提案事業が、「地域活動支援事業の目的に合致しているか」を確認します。
 - (2) **採択方針** … 「採択方針」とは、地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、各地域協議会でその方針を明らかにしたものです。

直江津区 地域活動支援事業 採択方針

直江津区住民の生活環境の向上に資する事業のほか、交通の要衝、結節点である直江津区の活性化につながる事業、歴史と文化あふれる直江津区の観光資源を活かす事業とし、事業実施による効果が期待できる事業でソフト事業を優先的に採択する。

優先的に採択する事業の分野

○地域振興に資する事業

（例）まちの活性化、各種団体との連携、文化・歴史・観光資源の活用、港や海を活かした事業 等

○生活環境の向上に資する事業

（例）不法投棄対策、美化活動、循環バスの運行 等

○人にやさしいまちづくりに資する事業

（例）歩いて暮らせるまち、住民交流の場の充実、健康増進、介護、認知症予防 等

○住民の生涯学習に関する事業

（例）講演会、講習会、各種講座 等

○安全安心なまちづくりに資する事業

（例）防災・防犯対策、住民の見守り、通学路の安全確保 等

○教育文化に資する事業

（例）教育環境の充実、子育て支援 等

○その他

上記に属さないが、直江津区の住みよさにつながる事業で、地域活動支援事業の目的に沿った事業



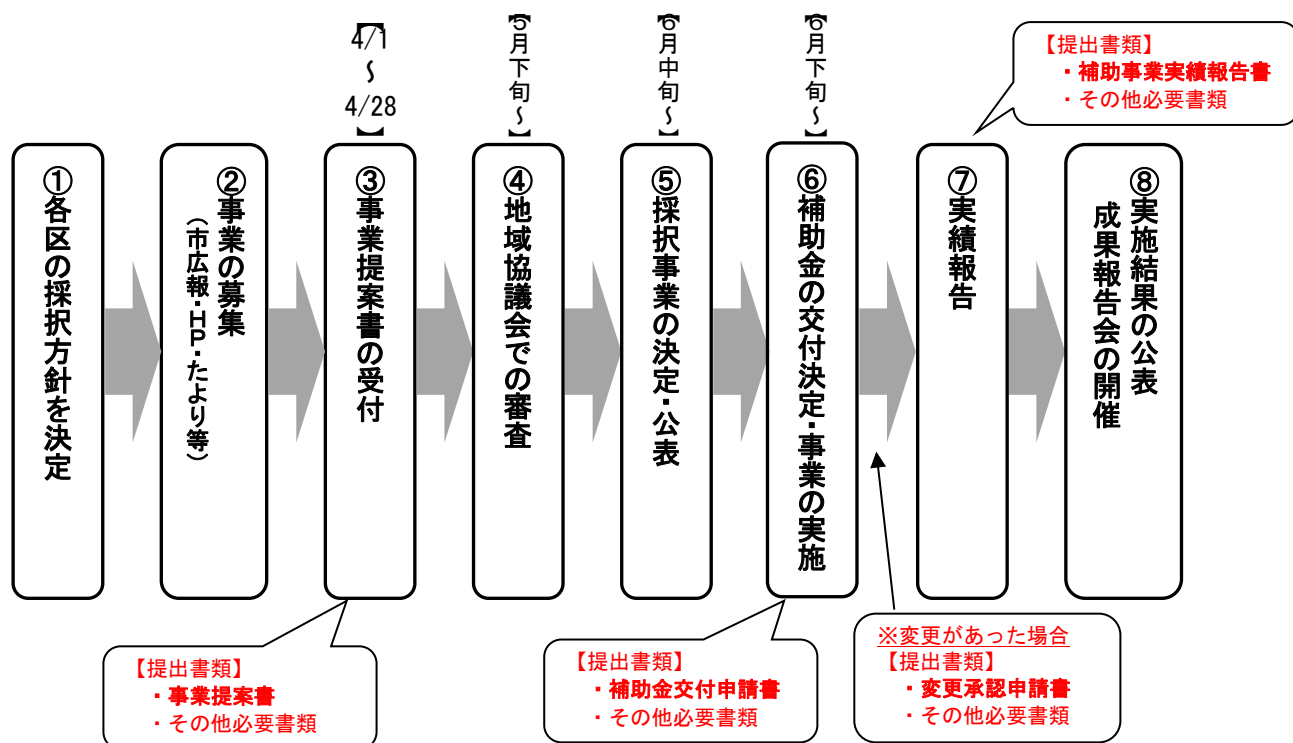
- (3) **共通審査基準** … 次の項目と視点により、地域協議会委員が審査します。

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



まずは、北部まちづくりセンターに電話でご相談ください！

直江津区の担当事務所

北部まちづくりセンター

〒942-0001 中央 1-16-1
(レインボーセンター2階)

TEL 025-531-1337

FAX 025-531-1338

メール hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

【事業全体のお問い合わせ先】



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課

TEL 025-526-5111(内線 1584)

ホームページ <http://www.city.joetsu.niigata.jp>



応募する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

令和2年度地域活動支援事業 直江津区 審査スケジュール(案)

	委員のスケジュール	R元年度 当初募集 (実績)	R2年度 当初募集 (案1)	R2年度 当初募集 (案2)	備考
1	募集期間(事務局対応)	4/1(月) ~4/26(金)	4/1(水) ~4/28(火)	4/1(水) ~4/28(火)	
2	提案書の受領 (委員の手元)	5/11(土)	5/20(水)	5/20(水)	
3	地域協議会の開催 (提案書の概要説明、全体協議)	5/14(火)	5/26(火)	5/26(火)	・全体協議で提案者への質問項目を検討する。
4	質問・意見票提出	5/17(金)	個別質問票のとりまとめ無し	個別質問票のとりまとめ無し	・R2年度は地域協議会としての質問のみ提案者へ送り、回答を依頼(個別の質問は送らない)
5	提案者への質問ほか (事務局対応)	質問依頼 5/22 質問回答 5/28 回答送付 5/31	質問依頼 5/27 質問回答 6/2 回答送付 6/5	質問依頼 5/27 質問回答 6/2 回答送付 6/5	
6	地域協議会の開催 (質問票回答の受領・確認、全体協議)	6/4(火) ・提案者からの回答を受けて、審査する上での疑問点等を確認	6/9(火) ・提案者からの回答を受けて、審査する上での疑問点等を確認	無し ・提案者からの回答を各自で確認	
7	事業の採点	6/7(金)	6/12(金)	6/10(水)	・郵送、FAX、メール、持参
8	採点の集計(事務局対応)	6/10(月)	6/15(月)	6/11(木)	
9	地域協議会の開催 (採択事業の決定)	6/11(火)	6/16(火)	6/12(金)	

【 令和2年度地域活動支援事業 直江津区の採択方針等について 】

資料No. 3-1

項目	令和元年度	令和2年度
採択方針	右欄上段のとおり	・令和元年度と同様
募集期間	・4/1(月)から4/26(金)まで	・4/1(水)から4/28(火)まで
周知方法	■全市的な取り組み ・4/1 広報上越、市HPへの掲載 ・報道機関への情報提供 など	■全市的な取り組み ・令和元年度と同様
	■直江津区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/16(土)説明会(レインボーセンター) ・4/1 募集要項を全戸配布	■直江津区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・2/22(土)説明会(レインボーセンター) ・4/1 募集要項を全戸配布
補助率等	・事業費の上限・下限：なし ・補助率：10/10以内 ・採択額が配分額を超えた場合は、配分額内になるよう一律に圧縮	・令和元年度と同様
審査方法	・全体協議(1回目)を実施 ・提案内容に疑義のある部分は、質問票にて提案者に回答を求め、その回答を受けて、全体協議(2回目)を実施 ・疑義の回答及び採択方針・審査基準に基づき、既定の採点票にて個別採点を実施	・令和元年度と同様
傾斜配点	・重要項目について傾斜配点を実施 50点満点(基準点5点) (×3)公益性15点、 (×2)必要性10点、実現性10点、 参加性10点 (×1)発展性5点	・令和元年度と同様
採 択	・個別採点の採択基準は30点以上とし、会長も含め委員の過半数が30点以上としたものを採択とする。 ・なお、同数となった場合は全体協議にて採択を決定	・令和元年度と同様
そ の 他	・提案団体の役員等は審査に参加しない。	・令和元年度と同様

直江津区 地域活動支援事業 採択方針

直江津区住民の生活環境の向上に資する事業のほか、交通の要衝、結節点である直江津区の活性化につながる事業、歴史と文化あふれる直江津区の観光資源を活かす事業とし、事業実施による効果が期待できる事業でノブト事業を優先的に採択する。

優先的に採択する事業の分野

- 地域振興に資する事業
(例)まちの活性化、各種団体との連携、文化・歴史・観光資源の活用、港や海を活かした事業等
- 生活環境の向上に資する事業
(例)不法投棄対策、美化活動、循環バスの運行等
- 人にやさしいまちづくりに資する事業
(例)歩いて暮らせるまち、住民交流の場の充実、健康増進、介護、認知症予防等
- 住民の生涯学習に関する事業
(例)講演会、講習会、各種講座等
- 安全安心なまちづくりに資する事業
(例)防災・防犯対策、住民の見守り、通学路の安全確保等
- 教育文化に資する事業
(例)教育環境の充実、子育て支援等
- その他
上記に属さないが、直江津区の住みよさにつながる事業で、地域活動支援事業の目的に沿った事業

◆基本審査・共通審査基準(全区共通)

審査項目	審査の視点
① 公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

令和2年度 直江津区地域活動支援事業提案書 受付一覧

No.	事業の名称	団体等の名称	複数の区に提案している場合	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要
				事業費	補助希望額	
1	クリーンナップ上越in五智事業	ひまわり會		529	528	海岸線(市道五智居多ヶ浜シーサイドライン)における環境美化のため、小学校、近隣町内会、各種団体の協力を得て、ひまわり、スイセン、コスモスなどの花苗を植え育て、草刈り、清掃などを実施する。
2	五智公園の整備、有効活用支援事業	五智公園を育てる会		573	572	五智公園の環境保全を行うことで価値や魅力を一層高めることを目的に、植物の保護・育成、動植物紹介パネルの展示、湿地や林床、遊歩道の整備等を行う。
3	直江津地区高齢者いきいき支援事業	直江津地区町内会長協議会		661	660	町内会館やこどもの家を会場に、ニュースポーツのスカットボールを楽しむことを通して、高齢者の健康維持と子どもたちの健全育成、世代間交流を図る。
4	直江津駅前環境美化推進事業	我がまちを愛する会		73	73	直江津を訪れた人に明るさと癒しを提供することを目的に、直江津駅北側に季節の花を植えたプランターを設置し、毎日の水やり等の管理を行う。また、水やりに併せて周辺のごみ拾いや草取りを行い、環境美化活動に貢献する。
5	米作り体験事業	新光町3丁目町内会米作り体験実行委員会		128	128	地域の子どもたちに自然のサイクルを学んでもらうため、休耕田を活用した米作り体験を実施し、収穫した米を使った「餅つき」、藁を使った「さいの神」を行う。
6	天王川クリーンナップ大作戦事業	ライオン像の建物をまちづくりに活かす会		132	132	環境意識の向上とまちづくり活動の意識醸成を目的に、直江津の重要な水辺空間である天王川周辺の清掃作業を地元小・中学校の協力を得ながら、地域住民全体で行う。
7	船見公園夕日コンサート2020事業	三八朝市周辺まちづくり協議会		925	924	「船見公園夕日コンサート」を開催し、イベントを通じ、三八朝市周辺の各町内や団体並びに世代を超えて交流することにより、地域住民の繋がりを深め、地域全体で活性化の機運を高める。
8	第4回ビーチスポーツフェスティバルin直江津事業	ビーチスポーツフェスティバルin直江津実行委員会		1,155	767	直江津海岸の有効活用やビーチスポーツを通じた交流人口の拡大を目的にフェスティバルを開催し、まちなぎわいを創出する。
9	「直江津写真フェア」事業	上越写真連盟		495	490	「撮って発見直江津の魅力」をテーマに、直江津の魅力を再発見・発信することを目的として、写真コンテストを開催し、写真愛好者の作品展示を行う。
10	鉄道の町「直江津」発信事業	直江津鉄道振興会		216	210	直江津が鉄道のまちであることを再確認し、次の世代に語り継いでいく機会とするため、交通の要衝「直江津」についての講演会を行う。
11	直江津アートプロジェクト事業	くらしの美術館実行委員会準備会		3,237	3,236	直江津の魅力の再発掘とアートによる地域活性化を目的に、国内外のアーティストと地域住民が協働してアート作品制作を行う。
12	〈直江津の歴史・食・人・文化をつなぎ紡ぐ〉事業	まちおこし直江津		1,170	1,169	直江津の歴史や文化を次世代に継承するため、紙芝居を作成する。また、直江津の歴史的な人物「福永十三郎」の遺徳を偲ぶ四十物祭を行う。
配分額 (単位: 千円)	9,700	差引	残額 811	9,294	8,889	